

別表第7による特別支援学校教諭免許状の取得について

(1) 所要資格

<免許法別表第7>

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
所要資格 受けようと する免許状の種類		有することを必要とする特別支援学校の教員（二種免許状を取得する場合には、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員）の免許状の種類	第2欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員（二種免許状を取得する場合には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
		特別支援学校教諭 専修免許状	一種免許状	3
特別支援学校教諭 一種免許状	二種免許状	3	6	
特別支援学校教諭 二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	3	6	

※ 第4欄の単位の内訳

別表第7第4欄に定める単位の内訳については、下表のとおり

	専修免許状	一種免許状	二種免許状
① 特別支援教育の基礎理論に関する科目	} 15	1	1
② 特別支援教育領域に関する科目		3	3
③ 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		2	2

(ア) 「② 特別支援教育領域に関する科目」修得に当たっての留意事項

- i) 免許状に定められることになる領域ごとに、「心理、生理及び病理に関する科目」および「教育課程及び指導法に関する科目」の両方について修得すること
- ii) 「中心となる領域」として定めた科目を修得すること
- iii) 各領域ごとの最低単位数は下表によること

免許状に定めることとなる教育の領域	最低修得単位数
視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域	2
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域	1

(イ) 「③ 特別支援教育領域以外の領域に関する科目」修得に当たっての留意事項

- i) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域を「中心となる領域」または「含む領域」として定めた科目を修得すること
- ii) 上記の他、「重複・LD等領域」が「中心となる領域」として定めた科目を1単位以上修得すること

(2) 必要な在職年数

別表第7第2欄に定める免許状を取得した後、同表第3欄に定める年数を、以下に記載する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明が必要

① 専修免許状または一種免許状の取得の場合

授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員（複数の領域を定めた免許状を上進する場合に必要な在職年数は、当該免許状定められる領域のうちいずれか一つ以上に係るものでよい。）

② 二種免許状の取得の場合

特別支援学校、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校または幼稚園の教員